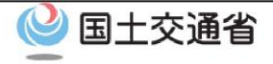


盛土等情報管理システムについて

盛土等情報管理システムの概要

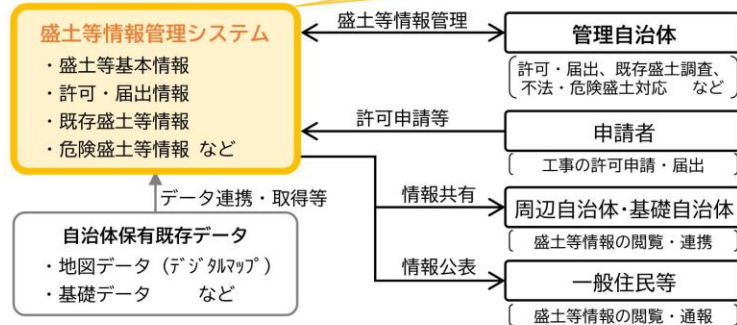


『盛土等情報管理システム』と「共通仕様書」について

- 盛土規制法に係る事務を効率的に執行するには、盛土等情報をシステム管理するなど、デジタル技術の活用を推奨
- システム構築には仕様（システム設計）の整理が必要であり、法令やガイドライン等に基づき『盛土等情報管理システム』として具備すべき共通の機能要件等の例を「共通仕様書」として国が整理
- 自治体においては、「共通仕様書」を基に、必要に応じて自治体の既存システムへの組込みや独自仕様の追加など、システム構築のための仕様の詳細を設計（共通仕様書どおりでも可能）し、システムを構築・運用

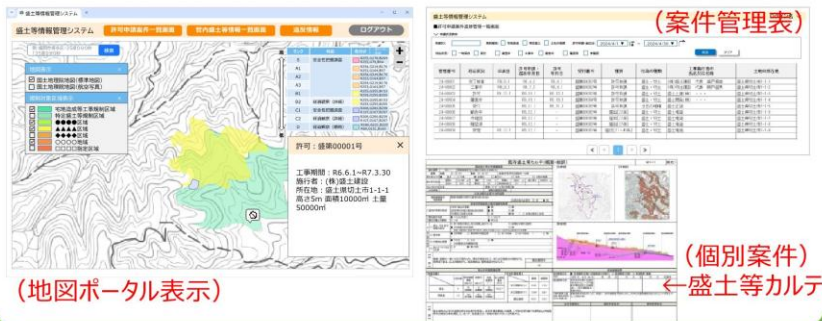
システムの全体像

■ システムイメージ

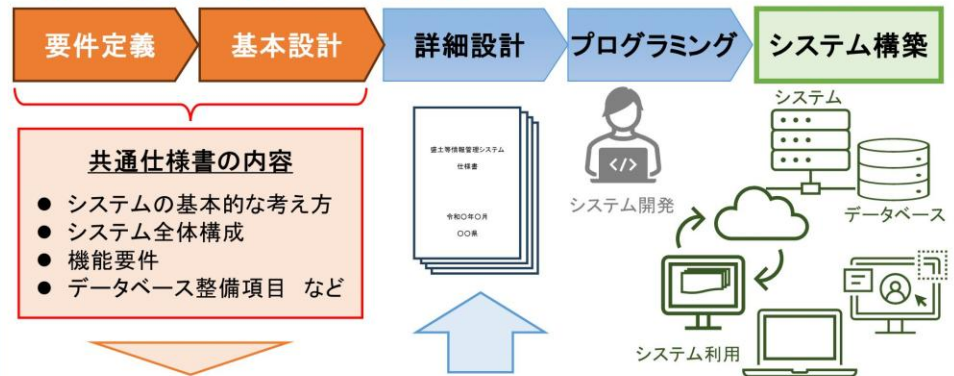


■ 運用イメージ

- システムはデータベースサーバ及びWEBサーバから構成
- 利用者はインターネットを経由して自治体職員パソコンや申請者パソコン等からアクセス



一般的なシステム開発までの流れ



自治体において追加で検討が必要な項目

共通仕様書を基に下記項目の検討を行い、詳細設計以降の工程に進むことを想定。

- 対象範囲の検討【新規盛土、既存盛土、不法・危険盛土】
- 利用者の検討【管理自治体内、周辺自治体、申請者、一般】
- 実装機能の選択、付加機能の検討【条例・規則の反映、既存システム連携】
- 画面設計【システムの画面レイアウト、処理内容】
- システム方式の検討【クラウドサーバ【新規・既存】、物理サーバ【新規・既存】】
- ネットワーク環境の検討【庁内LAN、インターネット】

令和8年度沖縄県盛土等情報管理システム構築業務委託 仕様書（案）

適用

- (1) 本仕様書は、沖縄県が行う「令和8年度沖縄県盛土等情報管理システム構築業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) 本業務は、本仕様書によるほか、委託契約書に基づき実施するものとする。
- (3) 本業務着手前に本仕様書を十分理解し、調査職員と十分打合せを行い、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議し、その指示を受けなければならない。

1.1 背景と目的

【背景】盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点より、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）」が国土交通省・農林水産省の共管法として令和5年5月26日から施行された。

盛土規制法の施行に伴い、都道府県・指定都市・中核市（以下、「管理自治体」という。）は、規制区域内における許可申請や届出のあった盛土等のほか、既存盛土等や無許可盛土等についても情報管理を行うとともに、個々の盛土等の情報について、許可等の適切なタイミングで公表していく必要があるが、限られた職員で膨大な量の盛土等の情報管理を行う必要があり、作業の効率化が求められている。

【システム内容】「盛土等情報管理システム」とは、盛土等に係る許可申請から審査、許可及び検査等を管理するとともに、完了した許可・届出盛土等や既存盛土等調査により把握された盛土等など、管内に存在し管理する必要のあるすべての盛土等に係る基礎情報を地図上に整理し、データベースとして一元的に管理するシステムである。

管理自治体は、「盛土等情報管理システム」で情報管理することにより、自治体内の関係部局や周辺自治体・基礎自治体との間で、盛土等情報をリアルタイムで共有することができるほか、当該情報の一部を公表することにより、一般住民による違法性・危険性が疑われる盛土等の監視や、実施されている盛土等の工事への安心材料とすることができる。また、不動産業者や宅建業者に盛土等がされた土地に関する情報を公表することで、土地の購入者等に盛土等の情報が適切に説明され、盛土等による災害の防止などが期待できる。

【目的】本業務は、上記の「盛土等情報管理システム」構築により、盛土等の情報を一元的に管理することで、盛土規制法の適切かつ円滑な運用を図り、盛土等による災害の防止に資すると目的としている。

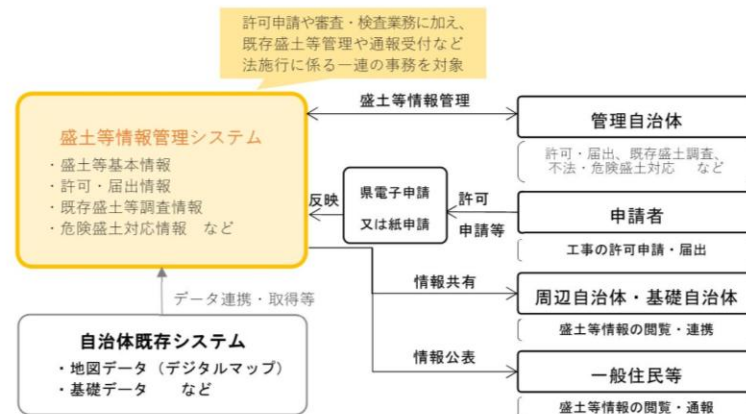


図-1 盛土等情報管理システムの全体イメージ

盛土等情報管理システム構築に関する考え方

盛土等情報管理システム構築にあたっての基本的な考え方は以下のとおりである。

なお、本仕様書で示す管理自治体とは沖縄県のことであり、周辺自治体や基礎自治体とは県内市町村（那覇市を除く）を対象とする。

- 盛土規制法に基づく許可・届出盛土等や既存盛土等、不法・危険盛土等の沖縄県が管理する盛土等の情報を一元管理できるシステムを構築し、更に一般住民等が盛土等の位置や規制区域に係る情報を閲覧でき、不法・危険盛土等に関する通報が行えるシステムを構築するものとする。
- 管理自治体のみならず、周辺自治体・基礎自治体、申請者や一般住民等に対しても適切に情報提供する。ただし、利用者に応じたアクセス可能な範囲、情報項目を設定できるものとする。盛土等情報管理システムは LGWAN-ASP による提供とし、県、県関係部局、県内市町村が同一システムやデータベース上で運用できるように工夫すること。なお、一般住民向けの一部機能については Internet 上での運用を想定しているが、LGWAN-ASP により提供するシステムとデータ連携ができる仕組みを構築すること。
- システムの機能、出力する帳票、搭載するデータについては仕様書別紙に記載の通りとし、全て実現可能な盛土等情報管理システムを構築すること。実現不可の場合は、その代替案を提案すること。
- 盛土規制法に基づく許可・届出等については既存の沖縄県電子申請サービスを活用することを想定しており、電子申請サービスの構築は本業務の対象外とする。電子申請サービスに登録した情報を盛土等情報管理システムへ取り込める仕組み（CSV ファイルの手動インポートを基本想定とする）は構築すること。なお、業務価格内において、より効率的な連携方法が実現可能な場合、代替案として提案することを妨げない。

令和8年9月～構築業務開始予定